

契約締結内容等の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号並びに志摩市契約規則第22条の2の規定に基づく公表

発注課	件名	契約日	契約相手方名称	相手方とした理由	備考
水産課	公衆便所清掃管理等業務委託	H30.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
介護・総合相談支援課	志摩市介護予防・日常生活支援総合事業生活支援サービス訪問型サービスA(シルバー人材センター)業務委託契約	H30.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
観光商工課	公衆トイレ清掃管理等業務委託	H30.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
観光商工課	近畿自然歩道草刈業務	H30.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
学校教育課	通学路安全員配置業務委託	H30.4.2	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	大王地区 公園清掃業務	H30.4.2	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	阿児地区 公園清掃業務	H30.4.2	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	恵利原アメニティ磯部ステーション公衆トイレ清掃業務	H30.4.2	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	木場公園清掃業務及び公衆トイレ清掃業務	H30.4.2	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
教育総務課	環境整備業務(市内小学校)	H30.4.25	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
教育総務課	環境整備業務(市内中学校)	H30.4.25	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
農林課	志摩市観光農園管理作業等業務委託	H30.5.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
水道工務課	配水池等清掃業務	H30.6.8	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	志摩磯部駅東側広場 草抜業務	H30.6.22	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	鵜方駅前広場 草抜業務	H30.7.24	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	鵜方駅前広場 せん定業務	H30.7.24	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	志摩磯部駅東側広場 草抜業務	H30.11.21	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	志摩磯部駅東側広場 草抜業務	H30.12.11	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	